

第 3 回

熊本県議会

# 環境対策特別委員会会議記録

平成23年10月3日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成23年10月3日（月曜日）

午前10時02分開議

午前11時51分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 吉 永 和 世  
 副委員長 森 浩 二  
 委員 西 岡 勝 成  
 委員 鬼 海 洋 一  
 委員 早 川 英 明  
 委員 大 西 一 史  
 委員 荒 木 章 博  
 委員 城 下 広 作  
 委員 井 手 順 雄  
 委員 佐 藤 雅 司  
 委員 田 代 国 広  
 委員 淵 上 陽 一  
 委員 浦 田 祐三子  
 委員 内 野 幸 喜  
 委員 磯 田 毅  
 委員 緒 方 勇 二

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一  
 環境局長 山 本 理  
 環境局環境立県推進課長 田 代 裕 信  
 環境保全課長 清 田 明 伸  
 自然保護課長 小 宮 康  
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治  
 公共関与推進課長 中 島 克 彦  
 企画振興部  
 交通政策・情報局  
 企画振興部審議員兼  
 交通政策課課長補佐 小 原 信  
 商工観光労働部  
 新産業振興局長 真 崎 伸 一  
 新産業振興局  
 首席審議員兼産業支援課長 高 口 義 幸  
 新エネルギー産業振興課長 森 永 政 英  
 農林水産部  
 生産局長 麻 生 秀 則  
 水産局長 神 戸 和 生  
 政策調整審議員兼  
 農林水産政策課課長補佐 白 石 伸 一  
 生産局農業技術課長 松 尾 栄 喜  
 園芸課長 野 口 法 子  
 畜産課長 平 山 忠 一  
 農村振興局農地整備課長 田 上 哲 哉  
 森林局森林整備課長 河 合 正 宏  
 林業振興課長 岡 部 清 志  
 森林保全課長 本 田 良 三  
 水産局水産振興課長 鎌 賀 泰 文  
 漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人  
 水産研究センター所長 南 本 健 成  
 土木部  
 土木技術審議監兼  
 河川港湾局長 上 谷 昌 史  
 土木技術管理課長 西 田 浩  
 道路都市局土木審議員兼

道路整備課課長補佐 松 永 清 文  
 土木審議員兼  
 都市計画課課長補佐 益 田 啓 敬  
 土木審議員兼  
 都市計画課景観公園室長 坂 井 秀 一  
 下水環境課長 軸 丸 英 顕  
 河川港湾局河川課長 林 俊一郎  
 港湾課長 手 島 健 司  
 建築住宅局建築課長 坂 口 秀 二  
 土木部審議員兼  
 建築課建築物安全推進室長 吉 川 誠 一  
 教育委員会事務局  
 義務教育課長 谷 口 慶志郎  
 企業局  
 次長兼総務経営課長 古 里 政 信  
 審議員兼  
 荒瀬ダム撤去準備室長 堀 敏 行  
 工務課長 福 原 俊 明  
 警察本部  
 交通部参事官 木 庭 強

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 森 田 学  
 議事課課長補佐 井 隆 彦

午前10時2分開議

○吉永和世委員長 おはようございます。

全員おそろいになりましたので、ただいまから第3回環境対策特別委員会を開催します。

○谷崎環境生活部長 済みません、委員会の冒頭ではございますけれども、既に新聞報道等で御承知のことかと思いますが、昨日土木部職員が逮捕されました。法令に従い職務を遂行すべき県職員が、県民の皆様の信頼を損なうことになり、非常に申しわけなく、おわびをいたします。

県といたしましては、今後は詳細な事実を確認した上で、速やかにかつ厳正に対処いた

していく所存でございます。本当に申しわけございませんでした。

○吉永和世委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願いたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、前回委員会からの変更部分を中心に説明をお願いいたします。

これより執行部から説明をお願いします。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について説明をお願いします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課の中島でございます。着座にて御説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

1、目的は省略いたしまして、大きな2番の最近の取り組み状況から御説明させていただきます。

(1)住民説明会等の開催状況につきましては、前回委員会で御報告した以降の動き、太字ゴシック体で記載しておりますが、6月25日以降の動きを御説明申し上げます。

環境アセスメントの現地調査が終了し、調査結果を踏まえまして周辺環境への影響を予測、評価した結果、周辺環境に影響を及ぼすことがない、あるいは影響は極めて小さいことがわかりましたので、その内容をアセス準備書の骨子案ということで地元地区に説明をまいりました。

そして、最終行に記載のとおり、8月9日には、南関町、熊本県及び処分場の事業実施主体となります財団法人熊本県環境整備事業団の3者で、関係者の果たすべき役割など基本的事項を定めました基本協定書を締結いたしました。

次のページをお願いいたします。

8月30日と9月6日、7日は、地元住民を既設処分場の視察研修に御案内して理解促進を図っております。そして、8月下旬に環境アセス準備書が完成しましたので、改めて9月8日以降、相次いで南関町及び和水町の両議会や地元地区等に対しまして準備書の内容や基本協定書について説明を続けてきております。

(2) 環境アセスメント手続につきましては、現在準備書を縦覧中ですが、10月13日までに住民等意見書をいただいた上で、事業者見解をまとめ、アセスメント審査会等を経て、年度内に準備書手続を終了したいと考えております。

大きな3番の今後の取り組みですが、基本協定書の締結によりまして、今後地域振興策の具体的検討を行いますとともに、引き続き丁寧な地元説明を行い、理解を得ながら建設に向けて進めてまいります。

4ページをお願いいたします。

参考資料として、県内の管理型最終処分場の残余容量について記載をしております。毎年9月の特別委員会で時点修正して御報告をいたしております。

残余容量ですが、表1に記載のとおり、県内の最終処分量は、各種リサイクル法の施行等により減少してまいりましたが、近年は4万から7万トンの範囲で推移をいたしております。平成22年度末の残余容量は、13.4万立方メートル、同年度の最終処分量6.8万トンから試算しますと、残余年数は2年となっております。

5ページをお願いします。

次に、民間事業者の建設計画でございます。

表2に記載のとおり、九州産廃は、39万立方メートルの設置許可を受け、平成22年3月に一部は供用開始しておりますが、菊池市と同社の協定で、平成26年度末で最終処分場を終了することとなっております。

また、表3のオー・エス収集センターは、第1期分の46.6万立方メートルが現在工事中であり、近いうちに供用開始になるものと思われれます。なお、その下の松山開発は、平成19年1月に環境アセスの方法書手続が終了した段階で、その後の具体的な動きが見えない状況でございます。

こうした民間処分場の拡張で容量は当面ある程度確保できますが、一方で廃止の話もあり、また、廃棄物の受け入れ品を制限している例もあり、処分場は供用開始までさまざまな不確定要素がありますので、産業廃棄物の長期的・安定的な処理体制を確保するという点では十分な状況ではありません。

このような状況を踏まえまして、公共関与による最終処分場整備に取り組んでおり、計画中の公共関与最終処分場は、再度詳細な容量を検討した結果、最終的な埋立容量を42万立方メートルに決定し、今後、現在詰めております実施計画の中で収支計画を決定してまいります。

以上です。

○吉永和世委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いします。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。以後、着座のまま説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正について御説明い

たします。この改正法は、8月12日に公布、施行されております。

改正内容でございます。

まず、対象となる海域の拡張です。

一昨年、それから昨年と赤潮被害が発生しました海域が追加されております。具体的には、右の方の図の横線がけのところが有明海、八代海でございます。黒く塗りつぶした部分が拡張された海域でございます。

まず、下の方、八代海から出たところの隣接海域といたしまして、天草市魚貫崎から南の海域、それから、図の上の方、有明海に隣接する海域といたしまして、橘湾、苓北町の上、島原半島から西の海域が追加となっております。

それから、国庫補助の補助率の引き上げの継続でございます。

覆砂、藻場造成などの特定の漁港漁場整備事業に対します国の補助率引き上げが、平成23年度までとなっておりますけれども、10年間延長されておるものでございます。

それから、(3)赤潮被害等を受けた漁業者への被害救済対策等の強化でございます。

赤潮が発生した場合の避難漁場の施設整備、あるいは赤潮除去に係る措置への支援、漁業被害の回避措置、赤潮等による漁業被害に係る損失補てん、養殖魚を加工するなどの漁業者以外の関係事業者等の救済などが条文に明記されたものでございます。

国及び関係県による調査事項の追加でございますけれども、対象海域に流入する河川流域におきます森林と海域環境との関係に関する調査が追加されております。

有明海・八代海総合調査評価委員会についてですが、附則の規定があったために平成18年度を最後に休止されておりましたこの評価委員会が再開されます。期限がなくなりましたことによりまして、中長期的な視点からの調査、評価を行うことができるようになりました。

最後に、見直し規定でございます。

隣接海域におきまして、有明海または八代海等に起因する赤潮被害発生時に海域の見直しを行う規定が追加されております。例えば、対象海域で養殖を営む業者が対象海域外の避難漁場へ避難し、その避難した先で対象海域で発生した赤潮によって被害を受けた場合に海域の見直しを行うといった規定が盛り込まれております。

次のページでございます。

改正までの経緯でございますけれども、特措法に基づきまして、海の再生について課題等を整理してきました評価委員会が18年度以降開催できなくなり、また、漁港漁場整備事業に対する国の補助率のかさ上げ措置が23年度で終了するなど、特措法の見直しが必要となっております。

平成18年10月に関係6県による改正提案を始めまして、毎年度、九州議長会を初め、九州知事会、また、県漁連を初めとする漁業者団体におかれまして、対象海域の拡大と赤潮被害への救済対策について要望を行われておりました。

こうした中で、(2)、国におきまして、平成23年、ことしの5月以降、自民党の有明海・八代海再生プロジェクトチーム、それから民主党の再生検討ワーキングチーム、それから公明党の有明海等再生対策本部におきまして、関係県及び漁業者代表との意見交換が行われまして、与野党の枠を超えて法案作成に御尽力いただきました。

ことしの7月27日、衆議院の農林水産委員会におきまして、改正法案が委員長提案とされることが可決されまして、翌28日に衆議院本会議で可決、それから8月5日には参議院本会議で可決され、8月12日に公布、施行されたものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に係る提言における施

策等一覧でございます。

平成16年2月の当時の有明海・八代海再生特別委員会からの提言に対応しまして、本日は、黒丸の施策、平成23年度に新たな取り組みを実施している施策、あるいは継続的な報告が必要と考えられます施策などを中心に、資料に沿いまして各担当課から順次説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○清田環境保全課長 着座のまま説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

条例によります上乗せ規制適用区域の設定及び規制対象項目の追加について御説明いたします。

海域環境への負荷の削減を目的といたしまして、工場・事業場の排水対策を行っております。

提言に書いておりますように、有明海、八代海に流入します規制区域に上乗せ排水基準を強化しております。また、生活環境の保全に関する条例に基づきまして、米粉製造業など7業種の事業場について、富栄養化の原因であります窒素、磷を新たに規制対象項目として追加しております。これはいずれも条例改正を平成20年4月1日から施行して継続して指導しているものでございます。

中ほどの平成23年度の取り組み実績でございますが、規制対象となっておりますのは約1,000事業場でございます。現在まで、今年度は、延べ181事業場に対しまして立ち入りを行って、水質検査等を行っております。水質基準の超過となりました5事業場に対しまして、施設や管理体制の改善勧告1件、施設の運用ミス等に対しましての厳重注意4件などを行っております。その後、改善結果の確認等を行っております。

今後も、引き続き、各保健所を中心といた

しました計画的な立入指導と排水の水質の確認等を実施しまして、水質基準の遵守状況の把握に努めることといたしております。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。着座にて説明させていただきます。

27ページをお願いいたします。

提言項目は、干潟や海底等の保全、改善に係る干潟等の漁場環境改善のための事業の充実で、施策といたしましては、干潟の耕うん、作濘、藻場造成等の事業の実施でございます。

本年度の取り組み状況につきましては、2、平成23年度の取り組みの①取り組み予定に基づき、②取り組み状況等欄に記載しておりますが、県営覆砂では、荒尾市から宇土地先における5地区において、合計36.9ヘクタールの造成を完了したところであり、今後は、八代市地先に3.5ヘクタールを造成する予定です。また、市営覆砂に関しましても、熊本市において4.1ヘクタールの造成を行っております。藻場につきましては、天草市新和町地先において14.4ヘクタールの造成を予定しております。耕うんにつきましては、玉名市沖及び熊本市沖の2カ所において、水深20メートル程度の海底4平方キロメートルの耕うんを実施し、耕うん前後の生物量や底質の変化を調査中であり、引き続き生息環境の改善状況に関する調査を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の30ページをお願いいたします。

30ページ、干潟等の実態の把握についてでございます。

本年度は、引き続き、国、県、大学等が実

施します海域環境に関する各種調査結果について情報把握を行っております。

1つ目の丸でございます。

熊本大学におきましては、文部科学省の研究費を受けまして、これまで調査研究が少なかった八代海につきまして、今年度から27年度まで5年間の研究プロジェクトを開始されます。5年間で3億3,000万円の調査費と聞いております。

また、7月には、国の施策に関する提案の中で、干潟等の海域環境の改善などの事業に対する財政支援制度の充実等について要望を行ったところでございます。

それから、普及啓発活動といたしまして、小中学校の生徒を対象としました海の再生に向けた出前講座を実施しますとともに、地域の環境保全活動団体や漁業者等が海の再生に向けた活動を継続して行う協働体制づくりに向けて、環境学習会、干潟や海上での自然観察会、海岸での一斉清掃活動、それから地びき網体験などの地域の自発的な取り組みへの支援などを行っております。

以上でございます。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

49ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査の実施でございます。

23年度の取り組み状況について御説明いたします。

一番下の段をごらんください。②取り組み状況等というところでございます。

平成23年6月10日付で、国が準備書素案という形で公表しております。これに対しまして、7月15日、次にアからウまで書いておりますが、県の意見を提出しております。

まず、アでございますが、予測の精度を高めること、イのところでございますが、不測の事態などへの補償も含めた万全の対応策を

講じること、ウとして、調査に当たっては、その実施・評価体制を確保するということを用意書として出しております。

今後は、準備書素案ということではなくて、国が準備書という形で公表いたします。その後、公告、縦覧をして、県知事に意見照会が行われる予定と聞いております。

以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いします。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

51ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関する提言への対応につきまして一覧表を設けております。本日は、このうち3番、平成23年度の主な取り組み状況等において、下線を引いております11項目を中心といたしまして御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

まず、52ページをお願いいたします。

事業活動におきます取り組みの推進について御説明します。

1番の提言の概要、それから2番の取り組み目標、あるいはこういったことにつきましては6月議会の中でも御説明しましたので、説明を省略させていただきまして、②の取り組み状況等のところで御説明したいと思います。以下、各提言項目におきましても同様に説明させていただきます。

53ページの②、取り組み状況等でございます。

まず、(ア)熊本県の地球温暖化対策の一部見直しの検討でございますけれども、県内の温室効果ガス排出量の削減目標につきましては、国の削減目標あるいは森林吸収分の取り扱い等の決定状況を踏まえて設定することとしておるところでございますけれども、国の

目標等の決定が不透明な状況となっております。

東日本大震災後、エネルギー基本計画の見直しなどの動きがあっております。

それから、8月には、点線囲みで紹介しておりますけれども、再生可能エネルギー特別措置法が成立しております。再生可能エネルギーにつきまして、電気事業者の買い取りを義務化し、その費用に充てるため、需要家はその分を求めることができる仕組みとなっております。太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーの普及が進むと考えられますけれども、一方で、国の削減目標を規定します地球温暖化対策基本法案は、審議未了として未成立の状況でございます。国の対応が不透明な状況となっております。

(イ)でございます。

これは、本県の地球温暖化の防止に関する条例に掲げられました計画書制度の運用状況でございます。昨年度から、一定規模以上の事業者あるいは建築主に温暖化対策の計画書の策定と提出を義務づけておるところでございます。ここに掲げておりますように順調に提出いただいているものというふうに考えております。

(ウ)でございますけれども、今年の夏は電力不足の問題もございましたので、特に節電、省エネについての呼びかけを強化して取り組みを行っております。県主催で省エネに関する講演会を開催いたしましたほか、他の団体の研修会などで参加者に省エネを呼びかけております。

以上でございます。

○小原交通政策課審議員 交通政策課でございます。着座のまま説明させていただきます。

資料は56ページをお願いします。

公共交通機関の利用促進に係る提言について、本年度の取り組みを御説明申し上げます。

す。

(1)のノーマイカー通勤運動の強化等のうち、(ア)公共交通利用促進社会実験の実施でございます。

公共交通機関への理解を深めてもらうため、利用方法や地球温暖化への対応等の内容を盛り込んだリーフレットを作成いたしまして、9月上旬に学校を通じて県内すべての小学生に配布をいたしました。このリーフレットに印刷された無料乗車券を切り取って利用すると、9月17日から10月16日までの土曜、日曜、祝日には、路線バスと電車の子供1人の運賃が1回だけ無料になるという社会実験でございます。また、10月22日から11月27日までの間に有料で乗車した子供たちを対象にくまモングッズ等をプレゼントして、さらなる利用を促します。あわせて、10月15日には、電車・バス子ども教室を開催して、親子のコミュニケーションを図りながら公共交通機関への理解を深めることとしております。

次に、(カ)電気自動車の普及促進についてでございますが、今年度は、次世代パーソナルモビリティに関する実証実験及び充電器の整備等を行うことで普及促進を図ることとしております。

取り組み状況としましては、普通充電器設置場所の公募を行いまして、19カ所を選定いたしました。今後、今年度中には、普通充電器を30カ所程度、急速充電器を4カ所程度設置するほか、県立高校5校に電動バイク通学者向けの充電用コンセントを設置する予定です。また、電動バイクの普及を進めるため、補助制度を創設しました。

次に、57ページをお願いします。

(3)乗り継ぎの円滑化のうち、(ウ)JR豊肥本線を活用した空港ライナーの試験運行についてでございます。

阿蘇くまもと空港への交通アクセスの利便性を高めるため運行するものでございます。

が、公共交通の利便性が向上することによりまして、自家用車から公共交通機関への利用の転換が進み、排気ガスによる二酸化炭素の排出削減に寄与するということで記載をしておるものでございます。阿蘇くまもと空港、それからJR肥後大津駅間を、おととい10月1日から来年の3月25日までの半年間、毎日1日47便をジャンボタクシー等により運行いたします。

以上でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

59ページをお願いいたします。

家庭におきます取り組みの強化に係る提言についてでございます。

(ア)地球温暖化防止についての普及啓発の推進については、特に節電についての取り組みを強化しております。

(a)の県庁舎あるいは総合庁舎等でのグリーンカーテンの実施では、水前寺保育園の園児に協力をいただきまして、植え付けイベントを県庁で実施したりしております。

また、(c)ライトダウンキャンペーン2011は、本年度については、例年2日間で行っておりますけれども、ことしは、6月22日の夏至の日から先日9月8日白露の日まで節季ごとの6日間に拡大して実施しております。延べで4,900施設、毎回約800施設に御参加いただきまして、推計で約40万キロワット時の消費電力を削減しております。これは大体2万6,000世帯の1日の電力使用量に相当するものでございます。大体玉名市の総世帯数が約2万3,000でございますので、これに匹敵するかと思います。

それから、(ウ)のエコくまポイント制度モデル事業につきましては、今年度新規のモデル事業でございますけれども、制度の企画及び運営の事務局といたしまして、企画コンペを実施しまして、NPO法人のくまもと温暖

化対策センターを選定しております。

今後、このセンターと内容を詰めながら、11月から、協賛事業者は熊本市等が中心になるかと思っておりますけれども、実証実験を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。着座のまま御説明させていただきます。

62ページをお願いいたします。

森林吸収源対策の推進でございます。

ページの下、②平成23年度の取り組み状況等でございますが、(2)の企業の森づくりの促進といたしまして、企業の森づくり活動による二酸化炭素吸収量を認証する熊本県森林吸収量認証制度によりまして、県内で活動されている17の企業、団体に対し認証書を交付いたしました。

また、県有林で取り組んでまいりましたオフセット・クレジットにつきましては、本年6月30日に開催された認証委員会におきまして1,912二酸化炭素トンの認証を受けました。今後は、カーボン・オフセット等に取り組んでいる県内企業等に販売してまいります。

森林整備課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑を行いたいと思っております。質疑はありませんか。

○荒木章博委員 たしか5年ぐらい前、この南関の取り組みが決定をしたんですね。それで、いつこれは——私もしばらくおらぬだったもんですから、当時私もその担当だったんですけれども、いつこれ、めどですかね、そこあたりをちょっとお尋ねしたい。

それと、もう一つは、九州産廃が、要するに菊池市との協定で27年ということで閉じてしまう約束がっている。その中で、オー・エス収集センターの1社になってしまう。このやっぱり緊張感というか、またそこが事故やら起きた場合には、うっとまってしまう。公共関与というのが、完全にもう遮断してしまう。こういうところあたりをどういうふうに受けとめておられるか、そういうところをちょっとお尋ねしたい。

○中島公共関与推進課長 現在の進捗状況は、先ほど御報告しましたように、現在、地元理解促進に鋭意努めているところでございます。おかげをもちまして、御報告申し上げましたように、南関町におきましては、8月9日に基本協定書の締結に至り、町の全体としては、南関町は容認をさせていただいたというような状況でございます。ただし、一部住民の方々につきましては、やはりまだ強い反対意見の方々もいらっしゃいますので、この方たちに対しましては、今後も引き続き丁寧に丁寧に説明を続けてまいりたいと思っております。

ただ、状況といたしましては、以前は、1年前はいわゆるそもそも論、処分場の必要性はわかるが、なぜここのかと、なぜ南関町なのかというような御意見をたくさんいただいておりますけれども、最近では、ある程度そもそも論から脱しまして、処分場の安全性についての御質問がふえてきたように思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、先ほど処分場の住民視察を行ったと申し上げましたけれども、これまで先進処分場の視察をかたくなに拒んでこられた方々が、他の処分場の施設を見せてくれというような声が出始めておまして、相当理解は進んでおるものと思っております。

ただ、隣接の和水町につきましては、現在

一生懸命御説明を続けておりますけれども、まだ基本協定の締結に至っておりませんので、和水町につきましても、一日も早く御理解をいただいて基本協定の締結にこぎつけたらと思っております。

そういうような状況で、南関町さんと基本協定書の締結ができましたので、これから実は地域振興策の検討でありますとか、それから用地の手續に着手してまいりたいと思っております。まだ用地は未着手でございます。

したがって、この用地取得の目安いかん、用地いかんで時期が動いてまいりますが、あるいは確定してまいりますが、この用地取得にどれほどの時間がかかるのかなというようなことではございますが、我々の目標といたしましては、来年度には着工をいたしたいと思っております。そういう用地あたりのめどもつけまして、相手があることですから、ここで確約はできませんけれども、来年度には工事に着工したいと考えております。そういうような状況でございます。

○吉永和世委員長 九州産廃の……。

○中島公共関与推進課長 失礼しました。

それから、九州産廃が終了した後、オー・エス1社体制になるということではございます。これは先生御指摘のとおりでございます。これは先生御指摘のとおりでございまして、拡張をいたしますと一たんは残余容量に余裕が出ます。出ますが、先生も御指摘のとおり、1社体制になるということは、必ずしも十分な安定的な体制ではないと私たちも考えております。

そういうことがあってはなりませんけれども、万が一先生がおっしゃったように事故が発生したとかということになりますと、その受け入れがとまってしまいます。その受け入れがとまってしまいうことは、県内の処分場がなくなると、ある時期受け入れが

なくなるというような状況になりますので、そういう意味からも、私たちは早く公共関与の稼働にこぎつけたいというような思いを持って今一生懸命取り組んでいるところでございます。

○荒木章博委員 非常に南関町が受け入れをしていただいて、和水町の説得を含めて、課長以下大変な努力をされており、厚く敬意を表したいというふうに思っております。

また、地域振興策というか、見返りという言葉はちょっとあれですけども、地域振興策ということがやっぱり大変なことだと思いますので、ぜひ来年着工に向けて指針どおり進めていただきたい。これだけ進んできたということについて厚くお礼を申し上げたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○大西一史委員 毎回いろいろこの問題については、私も質問させていただいておりますけれども、今回も管理型最終処分場の今の状況ですよ。残余容量等々も含めてなんですけれども、残余年数が、22年度末で考えたところ2年というような非常に厳しい数字が出ていると。

しかし、これはもう10年前からというか、データを見ますと、もうずっとその状態で、ずっと何とかできてきているというような状況で、これはもう当然のことながら、その最終処分量自体が、リデュースというか、リユースとかそういったものも含めて進んできた結果ですからあれなんですけれども、ただ、この42万立米に最終的な埋め立て容量を決定はされてきたということでありましてけれども、この最終処分量、かなり変化をしている中で、将来の見通しというのは、どこまで立てておられるんですかね。大体何年先ぐらい

までを見越した計画になっているのかということなんですけれども……。

○中島公共関与推進課長 現在の公共関与の計画量は、申し上げましたとおり42万立米で今計画をいたしております。これで、供用開始から15年ないし20年耐え得るのではないかなと思っております。

その42万の算出でございますが、最近の処分量の推移をごらんいただきますと、4.3万トンから6.8万トンの推移でございますが、これを厳し目に厳し目に見て、公共関与と民間とでこの処分量を分け合ったとして、2万トンから3万トンぐらいの受け入れ、2万トンとして、約20年分を公共関与で引き受けようというような計画でおりますので、どれくらい先までという御質問に対しましては、供用開始後から20年は一応公共関与の処分場があれば県内の最終処分量には耐え得るのではないかと思っておりますが、先生おっしゃったように、各種のリサイクル法が施行してずっと減少してまいりました。最終処分量が減少してまいりましたが、もう私どもの推計では、ほぼ底打ち4から6、この推移ですと行くか、横ばいもしくは微減と考えております。この傾向で行くんじゃないかと思っておりますので、これがゼロになることは今私たちは考えておりません。最終処分量はあり続けると思っております。

したがいまして、公共関与で15年から20年対応いたしますけれども、今の状況を見ますと、今後新たな民間処分場が——既存の拡張はあり得るかもしれませんが、新しい会社がどこか新しい場所に進出するというのは非常に厳しい状況だと思っておりますので、公共関与が稼働して、ある一定年数を経たところで、また次の公共関与を考えていく必要もあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○大西一史委員 今の説明であると、大体この公共関与の形での県が運営する管理型最終処分場というのが仮にできたとして15年から20年ぐらいじゃなかろうかということです。これは当然変動していくはずですから、見通しでしかないというふうに思うんですけども、やっぱり民間が、これ以上拡張だとか新規で——拡張はあるかもしれぬけれども、新規でつくるということは、なかなか、やっぱりずっと今までの経緯を見ても非常に厳しいということはあると思うんですね。

ここ15年ぐらいのスパンで見れば、この公共関与、県がどこまで急がなければならないのかということについては若干の振れ幅があると思うんですが、20年、30年というふうなスパンで考えたときのやっぱり長期計画的な見通しですね。そういったものの必要性があるだろうというふうに私は思うんですね。

1カ所、これを今南関でやろうとするだけでもこれだけ厳しい状況であるということを考えれば、やっぱり早目早目に次の——まあ念には念をとといいますかね。

だから、民間の余力も含めてですけども、そういったものをずっと精査しながら計画を立てていくということがないと、行政のいろんな継続的な関与といいますか、そういったものも含めてですけども、やっぱり今からはなかなか、こういう難しい住民の皆さんのいろんな感情もある中で、それから危険性に対するいろんなリスクに対する不安とかそういったものが増大していく中では、そういう計画をもうこの段階ぐらいから考えていく必要が私はやっぱりあるだろうというふうに思っています。

ですから、これは今のここ10年ぐらいのスパンということではないですね。もう少し長期のことを考える必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、執行部の方では、そういったお考えというのは、今内部的

な検討も含めてですけども、あってるんですかね。それとも、まずはこれということなのか。

つまり、このデータが、残余年数があと2年ですよとか、3年ですよとか、毎年毎年それをずっと繰り返して10年来とるわけですよ。ということは、やっぱり長期的な視点の見方、環境変化が大きいということもありますけれども、やっぱり見通しの甘さというのも一部では私はあると思うんですね。

その辺も含めて、今までの状況変化を考えて、今課長おっしゃったように、最終処分量というのは、大体このくらい、年間4万トンから6万、7万ぐらいの範囲内で年次の中で動いていくだろうということですから、そういったところまである程度やっているのであれば、もう一回すっきりきちっと計画を立てて、その中でやっぱり変更を加えて計画を立てていく。

そして、公共関与も、恐らくこれは15年、20年でいっぱいになれば2カ所目ということも当然考えられるわけですよ。2カ所目、3カ所目というのも、小規模かどうかは別としても、規模は別としても、やっぱりそういったことの何というのかな、計画を立てておかないと、また膨大なエネルギーをこの10年ぐらいの間費やして、議会での議論もかなりシビアだったし、住民への説得、あるいは自治体、議会への説得というのも非常にやっぱり困難をきわめるわけですよ。そうするとやっぱりいざというときに対応できないということになってきますから、その辺は必要だろうというふうに思いますが、その辺はどうでしょう、今担当課として。

○谷崎環境生活部長 今の公共関与推進課の方ではなかなか答えにくい部分かもしれませんが、先ほども荒木委員の方からもありました。この計画を立ててもう既に5年たっております。あと建設を考えれば7～8年は、

最終的には計画からでき上がるまでにかかるということの状況がございます。

今大西委員からもお話がありましたように、今後廃棄物の最終処分量が4万トンから6万トンの間で推移していくと。経済活動を私ども行っていく、あるいは日常生活を行っていくに当たっては、どうしても廃棄物というのは処分が必要になってくるという状況でございます。

今、その将来的な計画について考えているかという部分でございますが、公共関与につきましては、現在のところ、何とかこれを第1発目の公共関与処分場ということで、これについての県民の方々の不安、それから不信を払拭するために、今のところ日夜努力しているということで、次の計画をどうするかというのはなかなかちょっと思いが至っておりません。

ただ、さっき大西委員からお話がありましたように、今後の処分量のことを考えた場合に、次の計画について何らかの考慮をしていく必要があるんじゃないかということについては、御意見として承りました。私どもとしても、それを重い御意見として今後考えさせていただかないかぬかなと、今御意見を伺いながら考えております。

以上でございます。

○大西一史委員 一応そういうことも含めて、ぜひ考えて、やっぱりどうしてもこれを別に原発と比べるわけじゃないけれども、データもこれだけところどころ変わっていくということを考えると、信頼性の点からどうなのよと。

あのとき、この委員会で、このというか廃棄物公共関与を検討するというスタートの時点でのあの緊迫性からすれば、知事がよくおっしゃる時間的緊迫性からすれば、全然このデータが狂ってきているわけで、やっぱりそういう意味では、そういう見通しをもう少し

シビアに立てながらやっていただきたいというふうに思ったものですから、こういう検討をぜひしていただきたいということを一応要望させていただきたいと思います。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○田代国広委員 残余年数について確認しておきたいと思います。

非常に大事な問題だと思いますが、これによりますと22年度末の残余容量が13万4,000トンですから、これから2年という残余年になるわけですけれども、一方では九州産廃に供用開始の予定があると。したがって、一たんは延びると書いてあります。

もう1つお伺いしたいのは、オー・エスさんですか、これも工事中と書いてありますすよね。この会社の供用開始については、どれくらい実態把握されておりますか。それによって、またこれは変わってくると思うものですから、残余年数がですね。2年というのは、ある程度厳しく見た2年なのか、あるいは一たん伸びると書いてありますが、これとの整合性についてお尋ねしたいと思います。

○中島公共関与推進課長 表中記載の2年は、現時点で推計すると2年という意味でございます。残余13万トンに対しまして、実績が6.8ありますので、そのペースでいくとあと2年しかありませんということでございます。そこに今後の拡張計画の数字は入っておりません。

したがって、表2、表3の拡張がなされますと、具体的にはオー・エス収集センターの方は年度内に第1期分が供用開始されるのではないかと考えておりますが、その46.6が供用開始されますと、その分が残余容量として一たんは出てまいります。一たんは余裕が出てきます。というような状況でございます。

す。

○田代国広委員 九州産廃の工事予定で一たん書いてあるわけでありまして、九州産廃が26年度の末まではされるわけですから……

（「はい」と呼ぶ者あり）九州産廃だけでも工事をされれば、当然残余量はふえてくるし、24、25、26、3年間は大丈夫と申しますか、そういったことが考えられますよね。

一方では、今おっしゃったように、オー・エスさんですか、年度内に供用開始されるというならば、大幅に残余年数は変わってくるんじゃないですか。実態として、実際の数字として。

○中島公共関与推進課長 残余年数は、もちろん動いてまいります。ただ、この残余年数は、現時点ではじいたときにといいことです。現時点の供用開始をされている中で、だから今後の供用開始予定の容量は含まれておりません。今はじくと、あと2年という。

先生おっしゃるように、拡張分が出てまいりますと、来年度の実績あたりが出ますと、来年はまた残余年数というのは少し延びてくると思います。

○田代国広委員 ということは、2年ということにこだわらなくていいわけですよね、現時点では。私は、これを見るとやっぱりあと2年しかないと思うわけでしょう。となると、公共関与の施設を緊急に急がなならぬと、そういうふうになってくるわけです、当然ですね。間に合うかと、急げと。

しかし、実際はオー・エスさんが供用開始をするならば、明らかに2年という数字じゃなくて、そういった緊迫性と申しますか、ある程度民間が処理する能力がふえてくるわけですから。そうなりますと、またこの2年との整合性は非常に印象的に変わってくるわけですよ。その点をちょっと今ただしておると

ころです。

○吉永和世委員長 要は、さっき説明の中であつた業者によって受け入れ制限があるのでしょうか。そこら辺をはっきり説明したがよかつじやなかですか。

○中島公共関与推進課長 先ほどもちょっと私の方から触れましたけれども、確かに委員おっしゃるようにならん残余容量はふえるんですが、九州産廃が27年3月をもって受け入れを終了いたします。九州産廃は終了いたします。（「終了する理由ば言うとかたい」と呼ぶ者あり）

これはもう資料記載のとおりでございます。菊池市との約束で最終処分場終了というふうなことになりますので、その後はオー・エス1社体制になってしまうわけです。オー・エス1社になります。オー・エスの方は、今度は部分的にはありますけれども、一部受け入れ制限をいたしております。受け入れをしない物品がありますので、そういうことも含めて1社体制であり、制限品目がある。

あるいは、これはあつてはならぬことですが、先ほど申し上げましたように、万が一何らかの事故が発生したときには、それも受け入れが難しくなるというようなことで、どうしてももう1個処分場は必要になってくるというようなことで、私たちは公共関与の処分場の建設を今促進しているところで

○田代国広委員 公共関与の必要性はもう十分わかっています。緊急性も必要と思っております。ただ、資料として、2年間と。22年度末は確かにそうかもしれませんけれども、実態としては九州産廃は26年までいいわけですから、24、25、26あるわけです、3年は。さらには、またオー・エスさんもこうやられ

るならば、実態として3年とかもう少し余裕がありはしないかと思っておるわけです。

ただ、そういった緊急性を持って対応されることは決して間違いないと思いますけれども、説明する場合、もう少し実態というか、そういったことを知りたいものですから、申し上げた次第であります。いいです。

○谷崎環境生活部長 済みません。今田代委員の方からお話がありましたように、4ページのところは、確かにあと2年しかないということで残余年数になっています。それだけでは、今田代委員からお話がありましたように、本当にもう2年と切迫した状況に見えるものですから、その後の民間における許可の状況ということで5ページの方にお示しをいたしました。これで残余年数が延びるところまで含めて御理解をいただきたいなと思って、それをさせていただいたところでございます。

ですから、オー・エスさんが実際今年度中に工事を終わって受け入れが始まり出しますと、46万6,000でございますから、これが平均的に1年間に5万トンとしますと、そこだけで受け入れるとすれば、あと10年近くはそこでもつということにはなるわけでございます。

ただ、今課長が申しあげましたように、ここ1社だけでは、九州産廃が26年中に終わってしまうということの不安がございますので、公共関与もそれに追いつくような形で何とか竣工させていただきたいというところで今仕事を進めさせていただいておるところでございます。

○浦田祐三子委員 ちょっと関連で。

5ページの先ほど説明の中で、松山開発さんが、環境アセス第1段階の方法書手続終了後、具体的動きが見えないということだったんですけれども、その理由は何かわかれば教

えていただけますか。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課の方からお答えさせていただきます。

松山開発につきましては、方法書のところまで終わりましたが、地元住民の反対でありますとか、いろいろなことがございまして、現段階では動いていないというような状況になっております。そのコンサルタント等の裁判等もございまして、実際のところ方法書の段階で今とまっているところでございまして、動きについては非常に不透明というか、それ以上はちょっと私の口からはなかなか言えませんが、そういうところで御理解いただければというふうに思っております。

○浦田祐三子委員 わかりました。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 確認でございます。

先ほど大西委員が、仮に公共関与の部分が次に必要になってくる事態が発生した場合、次の候補というのは、今まで論議をしてきて、今回はたまたまたくさん、134だったかな、それからだんだんだんだんずっと絞ってきて、最終的には4カ所に集約して、今回は南関にとりあえずやろうという話で、南関ということで私もずっとこの委員会に来ました。

仮にそこが足りないということになれば、今までの論議は非常に大事な論議として生きてきて、次なる対象というのは、そういうことを十分同じような形で検討した結果で採用していくということの考えで、これはそう理解していいのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○中島公共関与推進課長 先生はもう十分御

承知であろうかと思いますが、8カ所の候補地を決定し、その中から南関町を1つ選ばせていただきましたけれども、現時点でも残りの7カ所を消してしまっているわけではございません。7カ所の候補地は厳然として残っておりますので、仮にの話ですけれども、次の候補地を選定するといった際には、当然その7カ所は最優先に検討するべきであろうと思いますが、その7カ所の中だけからするのか、あるいはもう一度その時点で再検討——状況も変わってくると思いますので、いろんな社会的状況、それから地理的状況等々、いろんな変化があるかと思いますが、現時点では、その7カ所の候補地を残しておりますが、その新たな検討を始める時点で、7カ所の中から選定するのか、あるいはもう一度そこで候補地を選定し直すかというのは、その時点での議論にさせていただきたいと個人的には思っております。

○城下広作委員 今のは大変大事な話で、ずっといろんな条件を考えて、あえて7カ所まで絞ってきて、その中でいろいろといろんな——どこに1つするかというのは相当論議してきたんですよ。それでやっと南関という形で決めてきて、いざ次本当に2カ所、だれかもし次と考えるときには、非常に今の考え方はしっかりしとかなないと、またもう一回見直すなんかいったら、それはまたどういう状況があるかわからぬけれども、とんでもない話になりますよ。

それから、今の答弁というのは慎重にしとかなないと、私は、万が一次2カ所になったときに、もう一回同じような論議をしたら無駄ですよ、今までの分が。はっきりしとかなないと。そこはちゃんと県として、その7カ所を決めた段階もかなり重い考え方で決めたわけですから、そこはちゃんと正確に確認して、もう一回ちゃんと答弁した方が良いと思います。

○谷崎環境生活部長 今課長が申し上げたこと、実質的にまたぞろ今そういう考え方を踏まえているかということではございませんが、8カ所については、今城下委員の方から話がありましたように、140カ所ぐらいの中からだんだん絞り込んで8カ所にしております。そういう意味で、それが我々の候補地としての最優先のものだということで考えております。これはもう変わりはございません。

ただ、今申し上げた課長の気持ちをおもんばかるとすれば、その後の社会情勢、つまり8カ所に決まったときの要素が少しずつ変化があっている可能性もあるので、そのあたりを踏まえてということでしょうが、少なくとも8カ所については、最優先でそこを選択するという事の中での候補地として挙げておりましたので、その中から考えるということになります。

ただ、先ほど大西委員にも申し上げたように、私どもとしては、次の候補をどうするかということについては考えがまだ及んでおりませんので、そのあたりについては今の城下委員のお考えも含めて重く受けとめさせていただきたいと思っております。

○城下広作委員 じゃあ、いろいろ社会状況で、極端に8カ所以外でいろいろ見直さぬといけない場合には、当然論議をすることがあるということですから、それは私もわからぬじゃないから。だけど、今までの論議は非常に重い位置づけとして考えて、そのベースの中でプラスアルファがあればまた考えるということで、私もそう理解したいと。

○鬼海洋一委員 関連して。

非常に重要なポイントだと思います。気持ちはわかりますし、また新たな形の変化が起きる可能性もなきにしもあらずだというふうに思いますが、現段階で、まだ今は南関に向

かっているわけですね。そうすると、南関に向かうその根拠というのが、ある意味ではぼけてきますから、今城下委員の方からお話がありましたように、やっぱりこれまでの経過というのは、とりあえずはここを最大限重視していくという状況で、あと終わった中での話にした方がいいのではないかというふうに思いますが、そういうふうにぜひ整理をしていただきたいというふうに思います。

○荒木章博委員 私も関連して。

今、やっぱり大変御努力されて、ここまでたどり着いてるわけですから、先のことというとはもちろんこれは考えていかなんでしょうけれども、今役所の立場としては、ここにやっぱり夜討ち朝駆け努力をされているから、そこはやっぱり集中的にやるということをや、まずこれを完成させるという目標からやっぱり私はやるべきだと。それから先のそれは、もう全体的な考えで、それはやらなきゃいかぬとは当然ですよ。当たり前ですよ。わかっているんですよ。しかし、それを一つ一つやっていくということが私は大事だと思う。だから、先ほど、その努力に対し厚く御礼を申し上げるということをしたんです。

○早川英明委員 最終的に42万立方メートルということで決定をされました。要は、議論が出ておりますけれども、菊池の方がもうここで27年で終わるということ、それからまたもう1つ北部の方にこれがあるということで42万に決定されましたが、大体これは想定でわからないというふうには思いますけれども、42万が満杯になるのが、何年ぐらいででき上がって大体終わるのか。それによって今度は、クローズド無放流型ということで建設費あたりがぐっとコストが上がります。そういう中で、今度また維持管理費も相当かかるというふうに思いますが、施設そのものの全体の経費として、この42万をやった場合に採

算がとれるのか。どんな見通しでしょうかね。

○中島公共関与推進課長 まず、年数につきましては、先ほど申し上げましたけれども、15年から20年の埋め立て期間を想定いたしております。毎年ちょっと多目に入れてくれば15年ですし、少なく厳し目に見積もれば20年というようなことで、15年から20年で大体満杯になるのではないかというふうに思っております。

それから、費用の問題ですけれども、これは済みません、今実施計画の中で収支計画を鋭意一生懸命詰めておるところでございます。前から申し上げておりますように、建設費については、屋根をかけたことによって、ざっくりですが、約70億程度ということでこれまで申し上げてまいりました。あと、ランニングコスト等を計算していくわけですが、済みません、収支計画を今詳細に精緻に詰めておる段階でございますので、それが固まりましたら、また御報告申し上げたいと思っております。

○早川英明委員 この42万ということが決定したとここに書いてありますから、やっぱりその辺あたりも私はじっくり計算をした上で、この42万ではもう大幅に足らぬとかいうことになれば、この量も少しはふやさなるといかぬとじゃなかりょうかなというように一人思ったわけでありまして、そこらあたりとこの最終の埋立量というのは、やはり一致するものがあるんじゃないかというようにことを思いましたものですから。

○中島公共関与推進課長 先生御指摘のとおりでございます、あらあらではたたいておりますけれども、今詳細に詰め直しておるところでございます。容量につきましては、収支計画もそうですが、ただいま現地に即した

容量あたりを勘案いたしまして、まずは容量は42万ということで決定させていただいて、収支計画は、その42万のところではじいて、恐らく——恐らくといいますか、収支相整うというような考えでありますけれども、今精緻に詰めておるところでございますので、今しばらく時間をおかしてください。

○早川英明委員 ぜひひとつ、そのような形でつじつまが合うようにお願いしておきます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○谷崎環境生活部長 先ほど荒木委員からお話がありましたけれども、将来的な私どもの方の計画というのは、確かに今、先ほども課長が話しましたように、南関、和水の皆様方の御理解をいただくために、不安解消のために、とにかく毎日のように通ってお話をさせていただいている状況でございますので、今後、何分にも私ども非力ではございますけれども、現地の方々の御理解をいただくためにも一刻も早く処分場建設に当たりたいという思いはございますが、引き続きまた議会の方の御協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○吉永和世委員長 最初が肝心なので、これで失敗すると次がないというふうに思っていると思いますので、そこら辺は十分丁寧に対応すべきだというふうに思います。

ほかにありませんか。

それでは次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 先ほど、この法律の一部改正について御説明をいただきました。中身は

極めて大きな付加といいますか、我が県にとっては有利な方向での改正だというふうに思っております。特に、この環境対策特別委員会としても、再々その見直しと継続についても国に要望してきたわけでありますから、その意味でよかったなというふうに思っています。

特に、対象となる海域の拡大、それから国庫補助率の延長、今回は赤潮被害等を受けた漁業者への被害救済対策等の強化、この点が、この数年来赤潮の影響を受けてきた我が県にとっても大変大きなことではないのかなというふうに思っています。

その中で、この評価委員会ですね。新しく所掌事務の見直しというのがこの中に入っているわけでありまして、現段階でのこの評価委員会の状況、これまでの経過を含めて、これからのこの委員会のやるべき仕事、こういうものについて少し御説明いただきたいと思ひます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

この評価委員会でございますけれども、平成15年2月から実動をしております。法律は、平成14年11月でございましたけれども、15年2月に設置をされておまして、それから平成18年12月に委員会報告というものを出版しております。この中では、いろんな問題点、有明海、八代海の問題点について整理をして、結論としましては、今後も調査を継続すべきだろうと、いろんなことをやりながらも調査すべきだろうというような、概括でいえばそういうことだったと思ひます。

それから、特に、調査研究の総合的な推進マスタープランをつくって調査をやっているといけないうんじゃないかといったようなことが18年12月の委員会報告だったかと思ひます。それ以来、ここのところにちょっと書いてありますけれども、この委員会は法律の

附則の規定で5年以内ということだったので、それ以来休止をしているという状況でございました。

今回、その附則の規定がなくなったということで、中長期的に取り組んでいくということでございます。新しく新生になりましたといいますか、評価委員会でございますけれども、恐らくメンバーが場合によっては変わるかもしれないというようなこともちょっと聞いております。

それから、進め方についてもまだ決まっていはいないというようなことで、先日担当者会議がありましたけれども、そこら辺はまだ明らかにはなっていないというような状況でございますので、我々も何か意見を求められれば、いろんな地域の専門家の方を紹介するかそういった場があるのかもしれないけれども、まだちょっとそこら辺がはっきりはわかっていないような状況でございます。

○鬼海洋一委員 今お話しのとおり、評価委員会の中身そのものが、ある意味では私たちが判断する上であいまいなことをしている現状じゃないかというふうに思っているんですね。今お話しのとおり、15年に設置をされて、18年に報告書を出した。18年以降は、ある意味ではあってもなくても今日まで至るという状況の委員会の過去の存在であったのではないかというふうに思っているんですが、今回改めてこの評価委員会が衣がえをするのかどうかわかりませんが、恐らく衣がえをしなきゃ、メンバー等も15年度も18年度もあつた状況ですから必要だというふうに思うんですが、その辺についてはもう少しやっぱりびしっととらえて、今後、この評価委員会が、我々の有八を守る上で、あるいは新たに追加されたこの海域を守る上で、どういう役割を果たすかということについては明確にさせていただきたいというふうに思っております。その辺いかがでしょうか。

○田代環境立県推進課長 まさにこの有明海、八代海のこの特措法、今回海域がつけ加わりましたけれども、まさにここの評価委員会、ここでいろんなデータを集めて、またいろんな研究が、国、それから県、それから漁業者の方とかいろんな大学、いろいろあろうかと思えます。まさにここのところで集中して集積して評価をするという日本の最高の英知を集めるようなそういう場だったと思えますし、今後もそういうふうな場であってほしいなというふうに思っております。

これまでのメンバーが21名の専門家でございました。本委員会の下に部会も設けてありましたけれども、その部会をどうするかでありますとか、そういったこともあろうかと思えますけれども、国の方に対しましても、我々地方としても非常に期待するということろでしっかりと評価委員会をつくっていただくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 特に、この存在は非常に大きいというふうに思うんですね。特に、この有明海の環境を考える上で、諫早湾の開門調査、これを含めて非常に重大な問題が横たわって解決してないままに今日進んでいるわけだと思えます。

そういうものを、専門的に、今お話しのとおり、どう解明をして必要な方向性をつけるという意味では、この評価委員会の役割というのは極めて大事になってきていると。にもかかわらず、非常に軽視をされて今日まで来たという状況を、我々はやっぱり反省すべきではないかというふうに思いますね。

ですから、どうか、今回改めてこの評価委員会が衣がえをして再出発するわけですから、その意味では、県としても、求める課題について整理をされながら、具体的に要望していただくような検討をぜひお願いしておき

たいと思います。

○西岡勝成委員 質問する前に、有八の特措法が今回改正をされ、また一部延長されたということで、執行部の皆さん方、また各党の皆さん方にも感謝を申し上げたいと思いますが、おかげさまで、ことしは、3年続いた赤潮が、警報は何回か出されましたけれども、大した被害もなく、今日まで——大体時期的にはもうことしは終わったかなという感じがしていますけれども、そういうことで安心をいたしておりますが、ことしがよかった原因がどこかということがちゃんとわからぬとなかなか対策も打てないと思うんですが、その辺はどこまで把握できるものですかね。非常に難しいと思う。荒瀬の問題もあつたらうし、水温の問題もあつたらうし、雨量の問題も——いろいろな諸条件が重なって赤潮というのは発生するんですけれども、その中でどういうものがいい方向に動いたのか、大体把握できるものですか。

○南本水産研究センター所長 まず、ことし近年被害を出しておりますシャットネラ赤潮が発生しなかった要因でございますけれども、例年発生が見られております6月以降の水温、6月、7月、8月の水温が例年に比べて1℃ほど低うございます。あわせて、海水の塩分濃度でございますけれども、これも例年に比べて低く推移いたしました。シャットネラという種類につきましては、この増殖に好適な条件等ではなかったというのが、まず挙げられます。

あわせて、シャットネラと競合いたします珪藻赤潮、これが6月、7月、断続的に今年度は発生しております。そういうこともあつて、今年度は有害赤潮であるシャットネラに関しては発生がなかったものと考えておるところです。

それと、このシャットネラ赤潮の発生の子

察でございますけれども、これも今申し上げました海底の水温、それとシスト、種の発芽の状況、それと塩分濃度もございますけれども、それに気象、日照量とか、そういうのが複合的にやっぱり関与をしておりますので、現在のところ、こういうところがよかったのでことしは発生しなかったというのを科学的に解明するというのは、まだ——水産総合研究センター、国もあわせて、大学の研究機関等と連携をとって解明に向けて今研究しているという段階でございます。

○西岡勝成委員 シャットネラのシストというのは、要するに、ことし発生せぬだったら海底に沈んでいるであろうというシストは、もう1年で終わるんですか。

○南本水産研究センター所長 シャットネラのシストに関してでございますけれども、実は、これは数年間、ことし発生しなかったとしても、種が海底に残っておれば、数年間はまだ発芽の可能性はあるというふうなことで研究報告がなされております。

○西岡勝成委員 もう1ついいですか。

その赤潮対策の件でお聞きしたいんですが、実は避難漁場をつくりました。ただ、現状を言いますと、潮が速くて到底避難漁場にはなれぬだろうと。かなりの金を突っ込んであります。

民主党政権というのは、県を通さぬで、ぼつと漁協に金を出しているんですね。そういう金の使い方というのは、なかなか慣れてないもんですから、そういう過程の中で、県にどのくらいの相談をして避難漁場の設置をしたのか。その辺が非常になれてないと思うんですね。そういう組合あたり、業種別組合ですから、農協とか漁協とまた違って、そういうところにぼつと金を直接出して対策をこれだというようなやり方をしたんじゃ、後でい

ろいろ問題が出やせぬかなと思うんですけども、まず避難漁場の今の状況を教えてください。

○鎌賀水産振興課長 牛深の地先に避難漁場を造成しておりますけれども、まず状況としては、外海から八代海に潮流が入り出すところでございまして、潮流が3ノットから4ノットということで非常に厳しい条件のところでございます。

それで当初、設計、調査を、これは養殖漁業協同組合が事業主体で行っておりますけれども、調査をやって、それでいかだも設計をしてやりましたけれども、潮が非常に速くて一度また設計のやり直しをして、いかだの設置をし直した状況でございます。

漁協の方としては、これからまた魚を入れてどういう状況を見るということでございますけれども、避難漁場ということで、赤潮が出たときにはそこに避難をするという場所ではございましたので、特に改めて魚を入れる必要はないわけでございますけれども、せっかくつくった漁場を、どういう状況で魚が泳いだ状態になるのか、それを見るために入れてみようということは予定しているようでございます。

○西岡勝成委員 県に相談というか、そういう設置をする場合の、もちろん県はいろいろなデータを今まで持つとるわけですから、ノウハウも持つとるだろうし、そういう相談はあってるんですか。

○鎌賀水産振興課長 まず、国が直接漁協にお金を出すというふうなことでございますが、計画書は県を通じて県がお手伝いをしてつくっております。ただ、調査あるいは設計に当たっては、国の独立行政法人水産総合研究センターというところも非常に興味を持って現地にも来ていただいて、そういった中で

漁協と独立行政法人の方が直接話をする場面もございまして、なかなか県だけでということではございませんで、3者で協働しながら計画をつくっていったということでございます。

○西岡勝成委員 地元の人たちから言わせると、あそこの漁場では最初から無理だよというような話を我々は聞いてたんですね。そういう中で、県も絡んどればそれなりのデータを出してあるんでしょうけれども、避難した先で魚が死んでしまうたら元も子もないわけで、要するに赤潮じゃなくて多分潮で浮くんですよ、網が。浮いてしまって多分どうにもならぬのじゃないかと思うので、その辺、新しく範囲も今度おかげさまで有明海、八代海の入り口まで広げていただいたので、その辺も含めてやっぱりもう一回考え直さないと、あそこの避難漁場じゃ無理ですよ、多分。もう一回それぞれ国とも話して、ぜひやってもらいたいと思いますけれども。

○吉永和世委員長 要望ですか。

○西岡勝成委員 はい。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○大西一史委員 7ページの(4)の国及び関係県による調査事項の追加ということで、新しい今度の一部改正によってまた追加をされたということなんですけれども、そもそもなんですけれども、いろんなデータ、いろんな調査というのがやられてきたというふうには思うんですが、実際にこの有明海及び八代海を再生するためのデータの調査というんですかね、どのくらい県でやっているのか、全体的にですね。それから、どのくらいの数としてやっているのかということなんですけれども、その辺はわかりますか。

○田代環境立県推進課長 今ちょっと手元には持ってきておりませんが、かなり水産の方では、例えば水産の方で船をお持ちでございます。2隻あったと思いますけれども、そこでの調査、いわゆる水産の方の調査で船がありますので、結構時期に応じて必要なときに先ほどの赤潮の調査も含めたところで調査がされていると思います。

それから、環境サイドの方の調査は、環境基準という一応行政目標がございますので、それを満足しているかという定点的な調査をやります。これはどちらかといいますと、陸域から出るいろんな生活排水とか、そういったところの影響を調べるものでございますので、どちらかというとなかなか浅いところの海、いわゆる船が入ってこれないようなところ、ここに小船を出してというような調査を外部委託でやっております。

そのほか、いろいろ、それから環境省の方からの委託の沿岸域、沿岸県、共同での調査、こういったものをやっております。

それから、国土交通省の調査船「海輝」がございまして、今度もう1隻増えるということで2隻体制になるというふうに聞いておりますけれども、国交省、それから水産庁、それから県の方の水産部局、環境部局、表をちょっときょう今持ってきておりませんでしたので、また整理いたしますけれども、いろんな場でやっております。

○大西一史委員 何種類調査があるかとか、どういう研究があるか、どのくらいの数の研究があるかということをお聞きしたのは、多分その全体像というのは相当多岐にわたっているということで、県は、有明海、八代海がいろんな変化をしてくる前から当然ずっととってきたデータとかというのがあるわけで、定点観測をしているしですね。

そういう意味で、やっぱりはっきり言え

ば、今お聞きしても多分数はわからないだろうなというふうに思ったので、あえて聞かせていただいたんですが、そういったいろんな、今先ほど赤潮だけに関して言っても複合的な要因がたくさんあるということを見ると、そういう要因を探るためのデータがどういう形でとられているのか、どういう研究機関がどういう研究をしているのかというものの全体的な体系的な整理というのは、やっぱりもう少しされてないといかぬのかなというふうに思います。

その上で、戦略的にこうやって法律に基づいての調査事項が追加されたわけですから、結構調査したりいろいろするという点に関しては、かなりお金もかかる、コストがかかるというふうに思いますけれども、これはかなりやっぱり今からの変化を見ていく中ではいろんなファクターがあるわけですから、過去のデータも含めてプラスアルファとしていろんなデータを追加していくということで、こういったものにはしっかり——財政的にも厳しいだろうけれども、やっぱり予算措置をきちっとするという点。

それと、各研究機関、いろんな研究者がいろんな研究をされていますけれども、そういったもののデータの共有化ですよね。こういったところをしっかりとやっていただきたい。さっき団体が本当にわかるのかというような話が西岡先生からありましたけれども、そういったところで本当にわかる専門のところとわからないところといろんなところのきちっとした整理をするためにも、そういう全体的な調査とか、そういったデータ、あるいは研究の共有化、そういったものの情報の共有化というのが必要だというふうに思いますけれども、その辺はぜひ取りまとめてやっていただきたいというふうに思うんですね。

今までずっととってきたデータを、ここで例えばいろいろやめるとか、ちょっともう余り意味がないけんやめるとかというのが、ひ

よっとしたら整理すればあるかもしれませんが、できるだけやっぱりデータが多ければ多いほど原因というのはわかるはずなんですよね。

ですから、その辺は、財政が厳しい折ですけども十分にやっていただいて、特に研究機関とか国との連携というのはもう少し密にやっていただきたいなというふうに思いますので、その辺は要望をさせていただきます。

○吉永和世委員長 要望ですね。

○大西一史委員 まあ、何かあれば……。

○谷崎環境生活部長 先ほど説明いたしました30ページのところで、その一環ではございますけれども、有明海、八代海の再生関連データ編成業務ということで、これまで出された調査内容等について、改めてそこらあたりの取りまとめをしようかということで、今年度予算をいただきまして実施させていただこうかなと思っておりますので、その一つの一環でございます。今委員の方から御指摘いただいた分でございます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 済みません、24ページでございますが、森林整備課。

地球温暖化のところで申し上げようかなというふうに思っておりましたが、ここにも書いてありますので、あえて申し上げたいと思いますが、ここに事業の目標量というのが書いてあります。植栽とか下刈り、間伐、それぞれの数字が出ております。それから、路網の関係、間伐材、針広混交林化ということになっていきますけれども、大体全体としてどれくらいのパーセントでこれをするところか。ことしは、そのうちのどれくらいなのかということになるわけですが、遅々

と進まない森林整備の関係、もちろん出口さえよければという話はあるかもしれませんが、その辺のところの目標をちょっとお伺いしたいと思っております。

○河合森林整備課長 例えば、間伐をするといった場合におきましては、地球温暖化対策の関係で、熊本県におきましては1万4,500ヘクタールの間伐をするというのを目標に掲げてございます。

今回、委員御指摘の24ページのところでは、植栽347ヘクタール、下刈り1,700ヘクタール、除間伐5,337ヘクタールというところでございますけれども、例えば間伐につきましては、そのほかの事業もございまして、森林を持っておられる森林所有者の方が自力で行われるというものもございまして、そういうものをあわせまして、大体前年度ですと1万4,000ヘクタールを若干切っているという状況でございます。

実際、木を植える植栽だとか下刈りというのは、その時期を外すということではできませんので、実際この目標数字につきましては、すべてクリアができていうふうに思っております。

○佐藤雅司委員 何パーセントぐらいの森林整備——やっぱり最近物すごくこの山も荒れてますよね。もちろん、どうも国も県も木を植える視点、阿蘇は草原特区もやっているわけですが、物すごい勢いで植えている部分もあります。

もちろん木を切ったら植えるという視点は当然必要なことはわかっておりますけれども、草原部分であるとか、ほかのこんな急傾斜の植えてはならないところ、植えたらどうかと思うところまで植えてあつたりするんですよ。植えたら植えっ放し、そのままにして、もう間伐も、まさに枝打ちも何もできてないで、山は荒れ放題ということの中で、

まさにCO<sub>2</sub>の吸収源として成り立つのかどうかというところまで——どこかの学者が言ったと思いますけれども、ほったらかしとくとやっぱり温暖化のあれにならないということをする学者もいますから、そういったところはやっぱり土地利用計画をちゃんと立てて私はやるべきだというふうに思っておりますけれども、なかなか遅々として進まないということの中で、どれくらいの数字ができていいのかということをちょっと聞きたいと思っておりますけれども。

○河合森林整備課長 間伐をどれだけの面積を行わなければならないのかという意味では、例えば温暖化の防止対策というところでは、しっかり管理されている森林というのをどれだけ持つのかということになるというふうに思っております。

24年度までのしっかり管理した森林を、特に人工林でございますが、その面積というのが、年間1万4,500ヘクタールを間伐してまいろうという目標に掲げさせていただいております。進捗という意味では、今年度は大体95%とかそれぐらいの間伐面積というのが達成できるのではないかという状況でございます。

○佐藤雅司委員 95%であれば、もうほとんどの山が、枝打ち、間伐、下刈り、そんなところはもうできたということにとらえていいのでしょうか。

○河合森林整備課長 下刈りにつきましては、まず間違いなくできているという認識でございます。

森林の管理という観点から行きますと、枝打ちというのは、比較的単価、やる作業種としての値段が比較的にかかるものでございますし、今の木材の材価という観点からいまして、なかなかかけた費用にペイしないという

ような状況もございまして、熊本県といたしましては、間伐の積極的な推進というのをやっているところでございますし、全国的にもそのような状況だという認識でございます。

○佐藤雅司委員 えらい私も食いつくようですけれども、少なくとも私が見る限りは阿蘇の森林整備がそんな95%もできているというふうには全く思っておりません。これからどれくらいの目標で何年間かけてぐらいだったら100%に近いというところまで私は行くと思うんですけれども、そういう目標は恐らく立ててあると思うんですけれども、どうも今県の計画の中で95%という意味でしょうか。それか、全体の森林の中での何パーセントという意味ですか。どちらでしょうか。

○河合森林整備課長 今の目標としているのが、年間の間伐の目標面積でございますので、それで全体の森林をすべからず管理をするというものではなくて、6年間の計画として、その面積を毎年やっていくということでございます。

今後、例えば間伐という木の手入れ、特に人工林では引き続き手を入れる必要というのもございますので、当面の間、平成24年度までは毎年1万4,500ヘクタールの間伐、また、木を伐採した後の植栽、下刈り等は引き続きやっていく必要があるという認識でございます。

○佐藤雅司委員 済みません、これでもう最後にしますが、どう見ても——もちろん県の計画の中で目標としているところだというふうにおっしゃいますけれども、そんなにやっているというふうな感覚は私はないと。もっともっと追いつかないような状況になっていると。

この材価の出口については、御案内のとおり、30年も40年も前からやっぱり8・2の状

態、最近ではやっぱり3割程度まで伸びてきたと、国内産が。ということは、もう喜ばしいことでありますけれども、やっぱりそうした状況もちゃんと踏まえていきながら森林整備をやっていかないと、後の温暖化の関係の水や空気や環境をつくり出すという形にはならないんじゃないかなと、こう思いますので。

ただ、確かに予算の関係があって、県としては目標を立ててやっておられるかもしれませんが、まだまだやっぱり足りないということを御認識いただいて、そして植えるという視点じゃなくて、植えたものを——これはもう一切1本も植えなくても70年はもつというぐらいの今それだけの山のにぎわいがあるわけですから、そういった観点に少し方向性を変えていく必要も私はあるというふうに思っております。これは要望でございますが、ぜひそうした森林整備を進めてもらいたいということです。

以上です。

○河合森林整備課長 委員御指摘のとおり、非常に多くの森林というのはございますし、その管理、また継続的な手入れというのは必要だというふうに思っております。

我々といたしましても、今後も引き続きそういう森林の整備を図ってまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○荒木章博委員 この30ページですかね。

今、熊本大学のこれは滝川教授だと思っておりますけれども、23年から27年まで3億3,000万の予算が計上されておることなんです。これはどういう状況ですか。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

熊本大学が予算をとられて、5年間で3億円以上の研究プロジェクトということでございます。

内容的には、4つほどございまして、1つは、今熊本港のところで熊本大学がやってらっしゃいますなぎさ線の回復というような実験場を持っておられますけれども、そういった再生技術について、海の底の底質の改善手法、こういったところの研究、それから環境変化の評価、予測ということで、これは大学らしいところでございますけれども、シミュレーションモデル、環境変化がどうなるのかという開発、それからもう一つは、具体的に海域環境の把握ということで、自然環境あるいは社会環境のデータベース整理、それから生物の生息環境が八代海においてどう変わっているかといったような把握事業もすると。

それから、もう1つ、まだ解明できていないような藻場、特に八代海でございますので、藻場の消滅の原因といいますか、そういったことについても研究をしたいといったような研究内容でございまして、生物から土木的なところからいろんな分野にまたがるような研究を、特に熊本大学沿岸域環境科学教育研究センターという長い名称のところでございますけれども、そこが学際的な取り組みをされていますので、そこが中心になって調査を幅広く八代海でやっていくというふうなことで聞いております。

○荒木章博委員 これはもちろん熊大ですから、国に申請して、研究テーマが、国からの文科省からの機関として3億3,000万、5年間でとられたということですね。これはまあ、ある意味では画期的なことですよ。ですから、よければ、こういう資料の中に入れてありますけれども、1つ何か紙にして、今言われたようなことをやっぱり委員会でも提示できるようにされたらいいんじゃないかなと思います。

それと、あわせてもう1ついいですか。

○吉永和世委員長 はい、どうぞ。

○荒木章博委員 きょうは義務教育課長も来ておられますから、何も発言されんといかぬでしょうけん。

干拓とか海の再生をテーマにして、9月末まで20の小学校、3つの中学校ということで1,048名実施した。これは、周辺はどのところが対象ですか。それとも、募集があつてから、いやこちらから募集をしてという形ですか。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございませけれども、この募集については、県の環境立県推進室、そちらの方から直接募集がかかっていると思っております。

○田代環境立県推進課長 後ろの方のお答えの方からでございますけれども、これは募集をかけまして、県の職員が出前講座という形でやっているということでございます。募集をかけてやっているということでございます。

それから、もう1つ、先ほどの八代海の熊本大学の研究プロジェクトにつきましては、発表を、公表といいますか、どういう形でやるとか、そういったようなことが外に出せるようなきちとしたものがあるかどうか、また我々把握しまして、また何らかの形で皆さん方の方にも御報告をしたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 はい、了解しました。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

それでは次に、地球温暖化対策に関する件について質疑を行います。質疑はありますか。

○鬼海洋一委員 ことしの夏の節電については、それぞれ大変暑い中で辛抱いただいて相当の成果が上がったということで評価をいたしておりますが、特に私は、今回の予算の説明会のときにもちょっと申し上げましたが、原発事故、これは大変な状況で、これをどうおさめていくかという上では、我々も含めて支援をする体制をつくっていくことは大事だというふうに思いますけれども、一方で、特に12号台風、15号台風、これはある意味では両極だというふうに思うんですが、地球温暖化、明らかにこの影響と見られるその気象異変、これがああいう大規模な豪雨をもたらした要因の一つではないかというふうに見られているわけですが、その意味では、この委員会の中で、このCO<sub>2</sub>削減に対する取り組みを進めていくという非常に重大な問題だというふうに思っています。

節電をすることはよかったんですが、一方で、特に原子力発電所が閉鎖されるという事態の中で、火力発電所がにわかに新しくつくられたりということもあって、その意味では、このCO<sub>2</sub>削減に対する動きが全国的な課題の中であったにもかかわらず、かなり——かなりというか、その流れに致命的な影響を受けたのではないかというふうに、これを非常に心配をしているわけです。

熊本県下の、これはもう簡単な話ですが、この間の例えばガスだとか、それから石油、こういうもののこの夏の使用量というのはどういうぐあいになったのかというのを、簡単な話だけれども、把握されているでしょうか。それが1つです。

それから、一番最後のページ、62ページですけれども、これは非常に我々が今後関心を持って取り組むべき課題ではないかと思うんですが、今佐藤委員の方から、森林の間伐の促進に対するお話もありました。

ここで、五木村のクレジット認証につい

て、これはもう既に話題にもなっているわけですが、オフセット・クレジット認証委員会において認証されたという、こういうこれまでの画期的な状況が報告されているわけですが、今このオフセット・クレジットにかかわる中で、17社、団体に対して認証書を交付したというぐあいに書かれています。

これは、民間でもこの五木村等の動きを広げていきたいという、そういう状況での取り組みが続けられていると思うんですが、この辺の取り組みですね。常にこれに協力するというよりも、このことによって、みずからの企業等におけるCO<sub>2</sub>排出量を減らしていきたいというふうに思っている企業等の動向も踏まえて、この間の連携といいますか、今後の取り組みの方向性はどうなっていくのかということについて、ちょっと御紹介いただきたいというふうに思います。

○吉永和世委員長 ガスと石油の使用量はどこですか。

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネルギー産業振興課でございます。

前段についてのことし夏の県全体のガスとか燃料の使用量についてのお尋ねでございますが、これは現時点で調査したデータを持ち合わせておりませんので、どうやって調べられるかを含めて検討いたしまして、後日また委員の皆様にお知らせできないかと思って、検討していきたいと思っております。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

オフセット・クレジットに関しましては、県有林がございまして、その県有林のうち五木村にございます2つの団地で間伐を実施しまして、その実施した間伐に対する二酸化炭素吸収のクレジットを取得したという状況でございます。

県有林で取得したということは、県内の森林所有者さん、市町村だとか、または個人の方を含めまして、そういう方々に対する普及というのを最大の目的としておるという状況でございます。県の方で森林吸収の関係でとったという状況でございます。

県内で、これ以前に森林吸収に関しまして取得されているのは、小国町の方で取得されているわけでございますけれども、ほかではなかなかとれてないというところでございます。

今回、この関係に関しましては、一般の森林所有者の方からの問い合わせもあるところでございまして、また各市町村等に対しまして、このオフセット・クレジットの取得ということに対して、普及なり手段の内容について御説明をさせていただければというふうに考えておるところでございます。

もう1点、二酸化炭素吸収の認証ということでございますけれども、県の条例に基づきます排出削減ということで、今回、県内にございます17の企業、団体の方から、その二酸化炭素の吸収をオフセットする仕組みということで申請をいただいているところでございます。

これにあわせまして、資料の62ページの(ア)でございますが、企業さんと法人等との協働の森づくりというもの、制度をつくってございまして、こういう制度を含めまして、企業等の森林整備等を促進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 各企業では、新しい森づくり等に対する積極的な動きが、この数年来、非常に強力といいますか、進んできたというふうに思うんですね。

今、せっかくこういう制度ができました。先ほどの佐藤委員の質問でもありませんけれども、今県有林に対する制度の適用をやったというお話ですが、例えば森林組合とか――

私、森林組合の総会あたりにもよく出席しますけれども、ここも間伐に対する取り組みをさまざまな補助の中でなされておるわけですね。これがトータルして、まとまった形の中で、森林組合単位でこういう制度が適用いただけたということになっていくと、かなり今後の森林の整備は進んでいくのではないかなというふうに思っています。

これは、企業等との働きかけ等もちろん必要になってくるわけですが、ぜひそういう立場で、全般的な県内の森林管理、民間を含めて検討していただくことは大事じゃないかというふうに思っておりますので、まず要望を申し上げておきたいと思えます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

なければ、その他に移ります。その他として、何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ること異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 異議なしと認め、そのようにします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第3回環境対策特別委員会を閉会します。

なお、委員の先生方には、連絡事項がございますので、しばらくお待ちください。執行部、記者は退席をよろしく願います。

午前11時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

環境対策特別委員会委員長